

改正された被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
又は の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
～ の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
住宅が「全壊」した世帯
住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. に該当)	解体 (2. に該当)	長期避難 (2. に該当)	大規模半壊 (2. に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
(申請時の添付書面) 基礎支援金: 災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。